



第11回特別弔慰金の請求を

問 社会福祉課 (☎71)2262)

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人、軍属・準軍属の遺族に対して国として弔慰の意を表すものです。遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する遺族がいない場合、先順位の遺族一人に対して支給されます。

◆特別弔慰金について

内 支給内容→額面25万円、5年償還の記名国債

対 支給要件→下記2要件を満たす、支給順位表(下表)による先順位の遺族一人に支給されます

- 基準日(4月1日)において、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金等の給付を受ける権利を有する遺族がいないこと
- 戦没者等の死亡時に生存していたこと(子については死亡当時の胎児含む)

◆特別弔慰金の請求手続

時 請求の集中受付期間→混雑解消のため、お住まいの中学校区ごとに受付期間を設けます。右表を参照の上、来庁してください(土日祝を除く)

〈請求の地区別集中受付期間〉

日程	中学校区
6月22日(月)～26日(金)	安城南
6月29日(月)～7月3日(金)	安城北
7月6日(月)～10日(金)	明祥・篠目
7月13日(月)～17日(金)	安城西
7月20日(月)～28日(火)	桜井
7月29日(水)～8月4日(火)	東山
8月5日(水)～12日(水)	安祥

受付時間→午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

場 市役所北庁舎 1階

持 ●各種戸籍や、戦没者等との関係を証明する資料

- 印鑑(郵便局の届出印を推奨)
- 本人確認書類(顔写真がない書類の場合は2種類)

他 ●前回請求者には、4月下旬に案内を送付しています

●前回請求者が引き続き請求する場合は、案内に記載された指定日時での来庁にご協力ください

●集中受付期間を過ぎても、令和5年3月31日までは社会福祉課にて請求を受け付けます

●安城市への請求後、愛知県及び国の手続きが必要となるため、実際に国債が支給されるのは令和3年1月以降の予定です

〈特別弔慰金の支給順位表〉

※現在戦没者のお墓の管理をしていることと支給順位は関係ありません。

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金の受給権者 ※弔慰金の受給権者とみなされる者を含みます。	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件を全て満たす必要があります。 ①戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと ②弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	子	戦没者等の死亡当時の胎児を含む
3～6	3父母 4孫 5祖父母 6兄弟姉妹	次の要件を全て満たす必要があります。 ①戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること ②基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと ③基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと
7～10	7父母 8孫 9祖父母 10兄弟姉妹	上記順位(3～6)から除かれた者
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者

今月の納税など

納付期限：6月30日(火) / 口座振替日：6月30日(火)

- ▶市民税・県民税(普通徴収) 第1期(全期前納)
- ▶水道料金・下水道使用料(JR東海道本線以北)
- ▶保育園保育料
- ▶公立こども園保育料
- ▶公立幼稚園授業料
- ▶児童クラブ育成料
- ▶市営住宅家賃



子育て・青少年

ほっと一息サロン (親の学習会)

時 7月11日(土)午後1時30分～4時
場 青少年の家

内 学習テーマ→困難を抱えた若者への声のかけ方ワーク

対 市内在住・在勤・在学の不登校やひきこもりに悩む子ども(義務教育を修了した15歳～39歳)がいる家族

定 35人(先着順)

申 電話かファクス・Eメールで、青少年愛護センター(青少年の家内/☎(76)3432/FAX(76)1131/seishounen@city.anjo.lg.jp)へ

児童手当・特例給付現況届の提出

養育状況の確認のため、対象者へ6月1日付で現況届を発送します。現況届受付後に行う所得判定の結果、受給者の変更をお願いする場合があります。

申 6月30日(火)までに、次のいずれかの方法で提出してください

- 通知に同封の返信用封筒により返送(必着)
- 子育て支援課へ持参

●証明・旅券窓口センター(アンフォーレ本館内)、北部支所、桜井支所、明祥支所へ持参(記入済現況届の受け取りのみ)

●あいち電子申請・届出システムを利用したオンライン申請(マイナンバーカードとICカードリーダーが必要)

●児童手当・特例給付とは

中学3年生までの国内に居住している子を養育する保護者へ支給されます。原則、父母のうち所得の高い方が受給者となります。手当を受給するには、申請手続きが必要です。

問 子育て支援課(☎71)2227)

環境・産業

エコきちへ行こう

◆共通事項

場 申 6月5日(金)午前9時から電話で柿田公園管理事務所エコきち(☎(98)3784)へ

◆海の贈り物で夏のリースをつくろう

貝やシーグラスを使って夏用の涼しげなリースをつくろう。



時 6月20日(土)午前10時～11時30分
講 茨田見有美氏

対 4歳以上(小学1年生以下は保護者同伴)

定 10人(先着順)

¥300円

◆ジャパンプルー：自然の染料「藍」の絞り染め体験

時 6月21日(日)午前10時～11時30分
講 岩名古乃氏

対 4歳以上(小学1年生以下は保護者同伴)

定 10人(先着順)

¥300円

◆エコクラフトテープでカゴバッグを編んでみよう

リボンがアクセントのカゴバッグを編んでみよう。

時 6月27日(土)午前9時30分～正午
講 社本祐加子氏

対 18歳以上

定 5人(先着順)

¥1000円



◆メダカ生態勉強会

電子顕微鏡でメダカの卵を観察し、生態を学びます。

時 7月4日(土)午後1時30分～3時30分

講 岩松鷹司氏(愛知教育大学名誉教授)

対 小学生以上

定 20人(先着順)

淡水魚観察会

親子で淡水魚を観察し、生態や環境等を学びます。

時 6月28日(日)午前9時～午後5時
場 豊川ぎよぎよランド(豊川市赤塚山公園内)

集合・解散→市役所西駐車場(バスで移動)

講 ぎよぎよランドスタッフ

対 市内在住の園児・小学生と保護者

定 20人(先着順)

¥1人1000円(保険料込)

持 弁当、飲み物、筆記用具、ウォーキングのできる服装

申 6月9日(火)午前9時から共通申込事項と生年月日・電話番号又はファクス番号を、ファクスかEメールでNPO法人エコネットあんじょう(FAX(55)1315/info@econetanjo.org)へ

問 エコネットあんじょう(☎(55)1315)、市環境都市推進課(☎(71)2280)

ガーデニング講座～アマリリスの育て方を学ぼう～

アマリリスの分けつ(根元付近から新芽が伸びて株分かれすること)・寄せ植え・育て方を学びます。当日、抽選で5人にアマリリスの球根を進呈します。

時 7月4日(土)午後1時30分～3時30分

場 市民交流センター

講 村尾勝彦氏(環境再生医・樹木医)

対 市内在住・在勤・在学者

定 30人(当日先着順)

持 筆記用具

問 NPO法人エコネットあんじょう(☎(55)1315)、市環境都市推進課(☎(71)2280)